

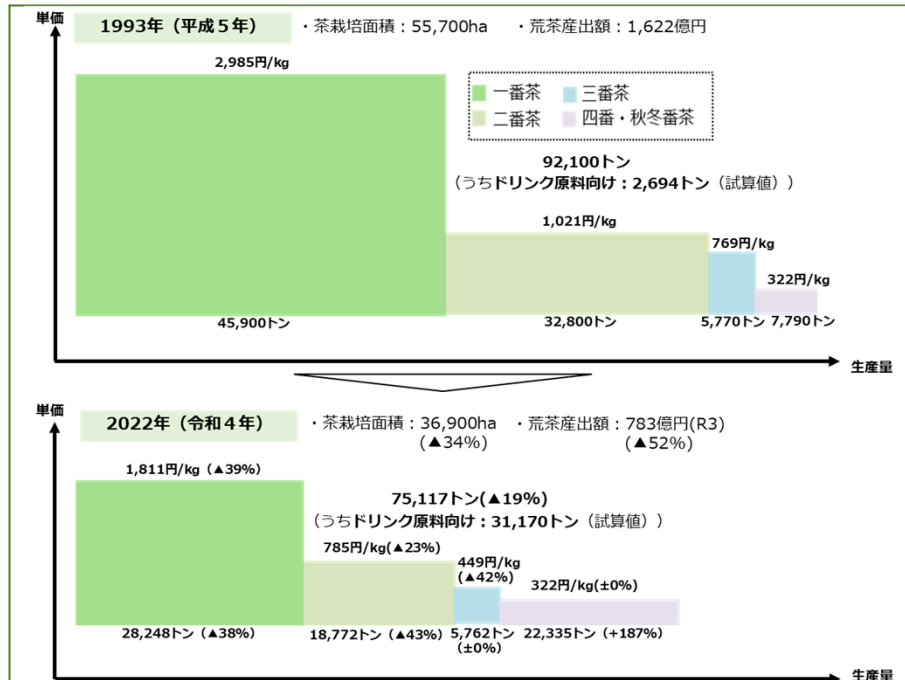
茶産地における今後の対応に向けた 取組の例と農林水産省の支援策

令和6年1月
農林水産省

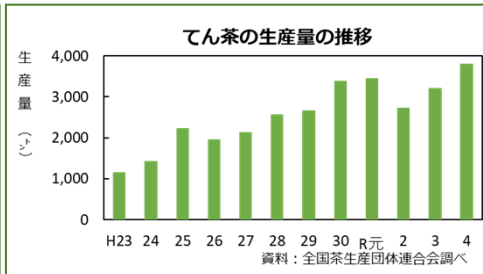
茶産地における今後の対応と農林水産省の支援策

I 茶の需要構造等の変化

○ 全体では生産量・価格が減少。一方、ドリンク向けが増加するなど、需要は大きく変化。



○ てん茶（抹茶原料）は増加し、加工用原料等としても需要が定着。



○ 日本茶が海外のコンテスト等で専門家から高い評価を受ける事例や、国内でも日本茶の楽しみ方を提案するカフェなど、消費喚起につながる新たな展開も見られる。



パリのシェフ等から高い評価を受ける和紅茶と緑茶

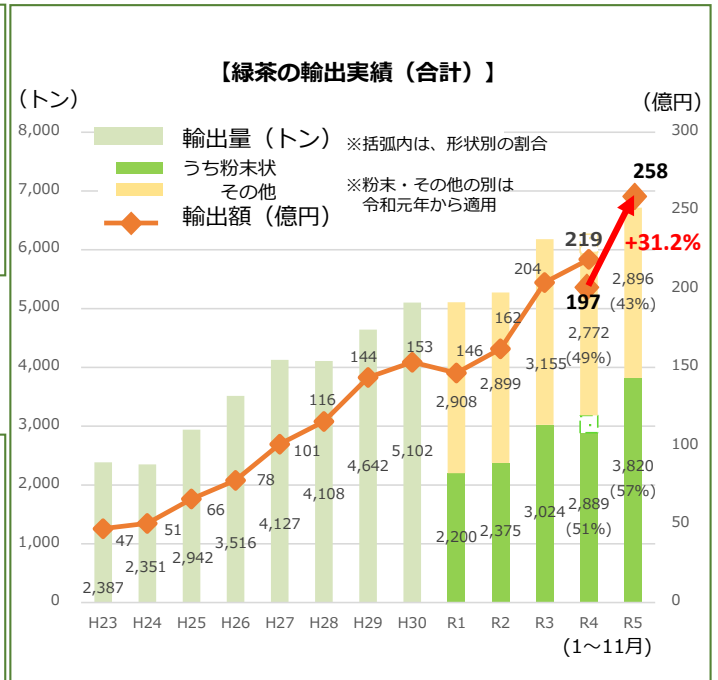
資料：鹿児島県口製茶有限公司
ヘンタ製茶有限公司



日本茶カフェでの体験を契機とした消費拡大

資料：Saten Japanese Tea

○ 海外需要が拡大し、令和4年の緑茶輸出額は過去最高の219億円となり、令和5年も前年同時期を上回って推移。



II 茶産地における今後の対応に向けた例と農林水産省の支援策

- 1. 国内外における需要的確な把握と、今後の需要見通しの共有**
 - 産地の茶の試作品開発・試飲会等を通じた消費者ニーズ調査等
 - 2次・3次産業との連携による調査や実需者評価会の開催等
- 2. 担い手等の確保と農地利用に関する将来像の検討、地域計画の策定**
 - 将来、だれがどの茶畑で生産するか等の目標地図の作成を通じて、産地の農地利用方針を明確化
- 3. 収益力強化や省力化に資する基盤整備**
 - まとまった面積を担い手に集積・集約化するための区画整理等
 - 限られた面積の茶畑で乗用機械の導入等を可能にする条件整備
- 4. 高品質な新品種への改植、有機や輸出向け栽培体系への転換等**
 - シカによる新芽の食害等の防止対策
 - 需要の見込まれる新品種への改植、有機栽培への転換等
- 5. てん茶など需要の見込まれる茶生産に必要な加工施設等の整備**
 - 需要と産地の生産規模に対応した、てん茶加工施設等の整備
 - 産地の収益力強化に資する機械等の導入
- 6. 将来の担い手候補となる新規就農者の受入れ**
 - 農業法人等における雇用就農の確保、自営就農等の促進
 - 独立・自営就農を行う者の経営発展に向けた機械導入等

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

農山漁村発イノベーション推進事業

新商品の開発に係る国内外の市場調査や、観光業者等との連携による体験ツアーの開発等を支援
6次産業化の取組に加え、多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出していく取組を支援



需要調査に基づく新たな商品の開発

地域計画策定推進緊急対策

地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援



畝方向の統一化、大区画化等による作業性の向上

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地耕作条件改善事業

担い手への農地集積・集約化に向けた区画整理等の取組を支援



乗用型機械による作業を可能にする条件整備

鳥獣被害防止総合対策交付金

市町村の「被害防止計画」に基づき、茶に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や被害防除、生息環境管理等の取組を支援

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
または 産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援

新品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機や輸出向け栽培体系への転換等を支援



てん茶に適した新品種への改植

強い農業づくり総合支援交付金

産地の収益力強化と持続的な発展等のため、強い農業づくりに必要な施設整備等を支援
新たな需要に対応し

茶産地における今後の対応に向けた取組の例と 農林水産省の支援策

需要の 把握

- ・産地の茶の試作品開発・試飲会等を通じた消費者ニーズ調査等 P.2
- ・2次・3次産業との連携による調査や実需者評価会の開催等 P.3

将来像 の検討

- ・将来、だれがどの茶畑で生産するか等の目標地図の作成を通じて、
産地の農地利用方針を明確化 P.5

生産基 盤整備

- ・まとまった面積を担い手に集積・集約化するための区画整理等 P.7
- ・限られた面積の茶畑で乗用機械の進入等を可能にする条件整備 P.9

改植や 栽培転換

- ・シカによる新芽の食害等の防止対策 P.11
- ・需要の見込まれる新品種への改植、有機栽培への転換等 P.12

輸出へ の対応

- ・輸出向け栽培体系への転換 P.12
- ・輸出する茶の信頼を高める国際的認証の取得 P.16

施設等 の整備

- ・需要と産地の生産規模に対応した、てん茶加工施設等の整備 P.17
- ・産地の収益力強化や農地利用の将来像の実現に資する機械等の導入 P.19

人材の 確保

- ・農業法人等における雇用就農の確保、自営就農等の促進 P.21
- ・独立・自営就農を行う者の経営発展に向けた機械導入等 P.27

持続可能な茶産地の形成

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (需要の創出)

(1) ポイント

茶を用いた新商品の開発に係る国内外における市場調査や、観光業者等との連携による体験ツアーの開発等に対して助成します。

生産・流通・消費の関係者が連携し、専門家等を活用したモデル的な産地の取組としても活用できます。

(2) 支援対象

農業者、農業者団体 等

(3) 支援内容

- ・ 国内外のニーズ調査
- ・ 新商品開発（コンサルへの相談、試作品の作成）
- ・ 消費者の理解促進に向けた試飲会の開催 など

補助率：定額（機械等のリースは1/2以内）

(4) 要件等

受益農業者5名以上 など

(5) スキーム

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 農山漁村発イノベーション推進事業（創出支援型）

（1）ポイント

6次産業化の取組に加え、茶畑の景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組に対して支援します。

（2）支援対象

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、市町村 など

（3）支援内容

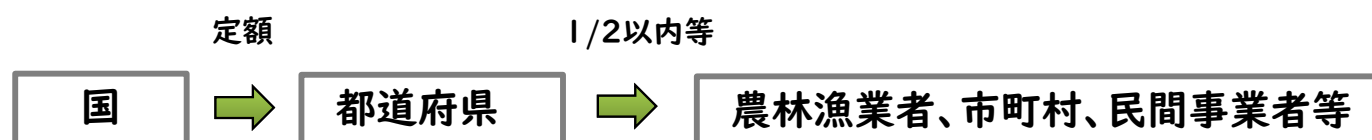
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組 など

補助率：①～④は1/2以内、⑤は定額
（国費上限額はいずれも500万円）

（4）要件等

- ・事業実施主体を含む3者以上であって、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者が連携するネットワークの構築（市町村以外が実施主体の場合）
- ・事業に関する売上高を10%以上増加させる目標の設定 など

（5）スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課 03-6744-2497

● 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

（1）ポイント

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農林漁業者の所得向上や雇用増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

（2）支援対象

農林漁業者等、中小企業者

※ 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要

（3）支援内容

- ① 農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備
- ② 再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備について、施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の6次化施設へ追加で設置する場合

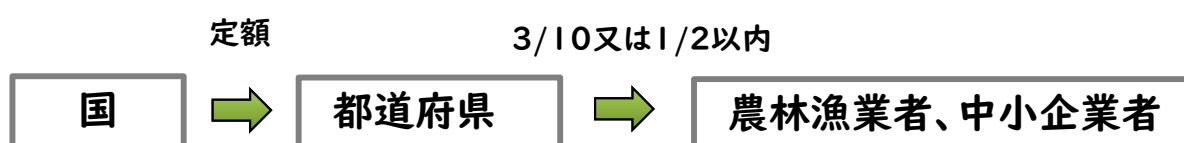
補助率：交付対象経費の3/10以内、1/2以内※

※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

（4）要件等

- ・事業実施主体を含む3者以上であって、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者が連携するネットワークの構築
- ・その他、事業に応じた費用対効果分析及び目標の設定 など

（5）スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課 03-6744-2497

● 地域計画策定推進緊急対策事業

(1) ポイント

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）の策定に必要な取組を支援します。

(2) 支援対象

市町村、農業委員会、都道府県

(3) 支援内容

I 市町村推進事業（補助率：定額）

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援。

① 協議の実施・取りまとめ

話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等

② 地域計画案の取りまとめ

協議の結果を踏まえた地域計画の案の作成、関係者への説明等

③ 地域計画の公告・周知 （関係者、地域住民への周知等）

(3) 支援内容(続き)

2 農業委員会推進事業(補助率:定額)

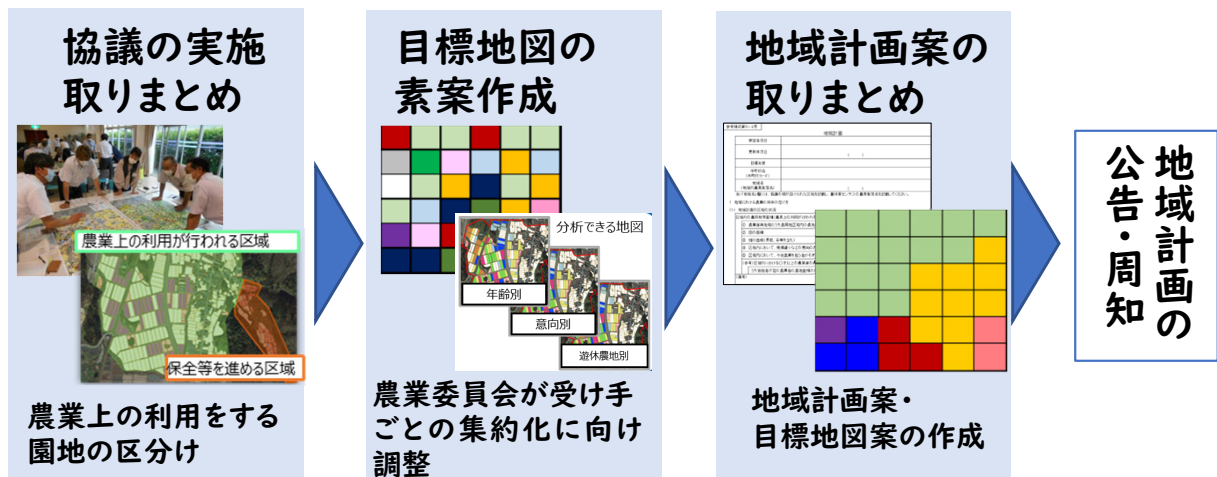
地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案の作成の取組を支援。

3 都道府県推進事業(補助率:定額)

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援。

- ① 市町村等への説明会や研修会の開催等
- ② 市町村等の取組への助言・指導

(4) 事業イメージ



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 03-6744-1760

● 農地中間管理機構関連農地整備事業

(1) ポイント

小区画不整形で分散している茶園の作業効率化、担い手への農地集積等を図るため、機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

(2) 事業実施主体

都道府県

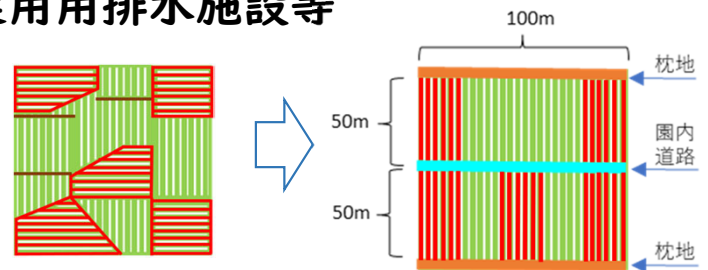
(3) 支援内容

区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設等

【補助率】

62.5% 等

(補助率50%+推進費12.5%)



(4) 要件等

- ・事業施行地域内農用地の全てで、以下の①又は②を満たすこと
 - ①機構が農地中間管理権を有する農地
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- ・受益面積10ha(中山間5ha)以上
(各団地は1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)のまとまりのある農地)
- ・全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化
- ・事業完了後5年以内に収益性20%以上向上 等

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 03-6744-2208

● 畑地帯総合整備事業

(1) ポイント

茶園の作業効率化等を図るため、畑地かんがい施設の整備や区画整理等を支援します。

(2) 支援対象

都道府県

(3) 支援内容

区画整理、農業用排水施設、農道整備等

補助率（標準的な負担割合）

国：50% 県：27.5%

市町村：10% 農業者：12.5%

【附帯事業】

中心経営体農地集積促進事業

（中心経営体への農地の集積・集約割合に応じて促進費（最大で事業費の12.5%）を交付）

(4) 要件等

- ・受益面積5ha以上（各団地は0.5ha以上のまとまりのある農地）
- ・中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、農地集積率を55%以上にする

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 03-3502-6246

● 農地耕作条件改善事業

(1) ポイント

地域計画の策定区域の農地を対象に、区画整理、茶畑への進入道の整備、土層改良などの基盤整備をきめ細かく支援します。

(2) 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区 等

(3) 支援内容

区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設、農作業道等

【補助率】

50%、定額（事業費の1/2相当） 等

(4) 要件等

- ・地域計画を策定した区域であること（R6は協議を実施した区域を含む）
- ・ハード事業費が200万円以上であること
- ・事業の受益者数が農業者2者以上であること
- ・農地中間管理事業との連携概要等を作成していること 等

(5) スキーム

1/2、定額等



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 03-6744-2208

● 畑作等促進整備事業

(1) ポイント

区画整理や茶畑への進入路の整備、土層改良などの基盤整備を、面積要件なくきめ細かく支援します。

(2) 支援対象

市町村、土地改良区など

(3) 支援内容

区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設、農作業道等
補助率

- ・ 定額（区画拡大、更新整備等）
- ・ 定率（区画整理、土層改良、農作業道等）
（平地50%、中山間地域55%）

(4) 要件等

- ・ 畑作物・園芸作物が作付けされる農振農用地であること
- ・ ハード事業費が200万円以上であること
- ・ 事業の受益者数が農業者2者以上であること など

(5) スキーム

1/2、定額等



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 03-3502-6246

● 鳥獣被害防止総合対策交付金

(1) ポイント

市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農林水産業等に被害を及ぼす ①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理 等の取組を総合的に支援します。

(2) 支援対象

地域協議会、民間団体、コンソーシアムなど

(3) 支援内容

捕獲活動、侵入防止柵、生息環境管理、処理加工施設等の整備 など
補助率：定額、1/2以内等

(4) 要件等

・受益戸数3戸以上 など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農村振興局鳥獣対策・農村環境課 03-3591-4958

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (改植等支援)

(1) ポイント

産地で策定する品質向上戦略に基づき実施する、新品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機や輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。

(2) 支援対象

農業者団体 等

(3) 支援内容

①新植：12万円/10a

②改植、移動改植：15.2万円/10a

③改植等に伴う未収益期間の支援：

14.1万円/10a(他品種への改植等は18.1万円/10a)

④棚栽培への転換：4万円/10a

⑤棚栽培転換に必要な資材費：10万円/10a

⑥台切り：7万円/10a

⑦有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a

⑧てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a

⑨茶園整理：5万円/10a

(酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a)

⑩輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a

⑪有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備※：1/2以内

※地域別農業振興計画の策定地域で改植等と併せて行う作業道の整備等

※補助上限：市町村等の区域当たり100万円



茶の改植



てん茶栽培への転換

(4) 要件等

産地の品質向上戦略の策定、改植等の実施面積20a以上 など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち 園芸作物等の先導的取組支援（改植等支援）

（1）ポイント

新品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機や輸出向け栽培体系への転換、凍霜害対応設備の導入等、需要の変化に対応し、国際競争力強化に向け産地を先導する取組に対し支援します。

（2）支援対象

農業者団体 等

（3）支援内容



茶の改植



てん茶栽培への転換

- ①新植：1/2以内
- ②改植、移動改植：1/2以内
- ③改植等に伴う未収益期間の支援：
14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- ④棚栽培への転換：4万円/10a
- ⑤棚栽培転換に必要な資材費：1/2以内
- ⑥台切り：7万円/10a
- ⑦有機栽培への転換に伴う資材費：1/2以内
- ⑧てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：1/2以内
- ⑨輸出向け栽培体系への転換：1/2以内
- ⑩災害対応設備の導入：1/2以内

(4) 要件等

茶産地展開計画の策定、受益農業従事者5名以上、
改植等の実施面積20a以上 など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 輸出環境整備推進事業のうち 輸出先国規制対応支援事業

(1) ポイント

食品安全等に係る国際的に通用する認証、輸出先国が求める検疫等の条件への新たな対応、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の新規取得への取組（継続・更新を除く。）を行うために必要な経費を支援する。

(2) 支援対象

民間団体など

(3) 支援内容

- ・食品安全等に係る国際的に通用する認証の新規取得
（例：FSSC22000、ISO22000等）
- ・輸出先国が求める検疫等の条件への新たな対応
（例：ハラール認証、試験所認定等）
- ・輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の新規取得
（例：グローバルGAP、有機JAS認証等）

補助率：1/2以内

(4) 要件等

- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】輸出・国際局規制対策グループ 03-3501-4079

●強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

（1）ポイント

産地の収益力強化と持続的な発展等のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援する事業です。

（2）支援対象

農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

（3）支援内容

交付率：1/2以内

対象経費：産地基幹施設の整備又は改修等

（4）要件等

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・総事業費5千万円以上であること

など

（5）スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策

(1) ポイント

今後も拡大が見込まれる新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組等について支援する事業です。

(2) 支援対象

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）

(3) 支援内容

① 整備事業

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能等の改善
- ・高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組 等

補助率：1/2以内



② 基金事業

- ・コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得 等

補助率：1/2以内



(4) 要件等

- ・産地パワーアップ計画において基準を満たした成果目標を定めること
- ・産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）に取り組む産地の面積要件（茶畑10ha以上（中山間地域では5ha以上））を満たしていることなど

●農地利用効率化等支援交付金

(1) ポイント

経営改善に取り組む農業者等に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援する事業です。

スマート農業、集約型農業経営、グリーン化の取組について、優先枠を設けています。

(2) 支援対象

将来の地域の農業を担う者として、地域計画の目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）

(3) 支援内容

補助率：3/10以内

助成内容：農業用機械・施設の導入

補助上限額：300万円等

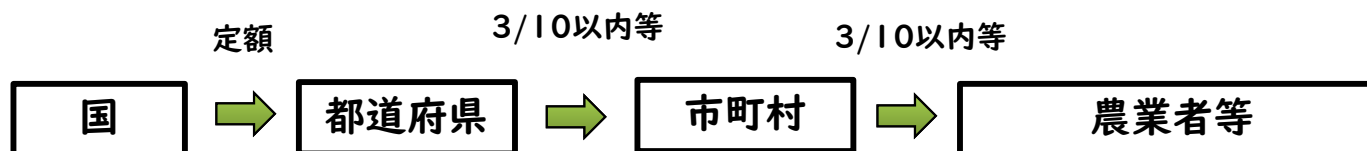
（先進的農業経営確立支援タイプ：

個人1,000万円、法人1,500万円等）

(4) 要件等

- ・融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- ・成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ・耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局経営政策課 03-6744-2148

● 雇用就農資金

(1) ポイント

雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付します。

(2) 支援対象

農業法人等

(3) 支援内容

(雇用就農者育成・独立支援タイプ)

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1,2

(年間最大60万円、最長4年間)

(新法人設立支援タイプ)

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1,2

(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

※1 新規雇用就農者の増加分が対象

※2 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算

(4) 要件等

<農業法人等の主な要件>

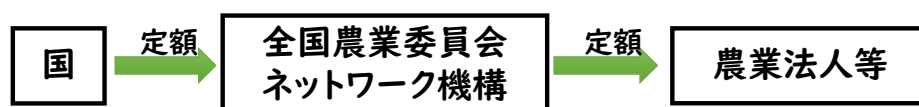
- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
(独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)
- 2 労働環境の改善※³に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめる.JP)に掲載していること

<新規雇用就農者の主な要件>

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-6744-2162

● 就農準備資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階を支援する資金を交付します。

(2) 支援対象

就農予定時に49歳以下の者

(3) 支援内容

- ・ 就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付額：12.5万円/月(150万円/年)を最長2年間

交付主体

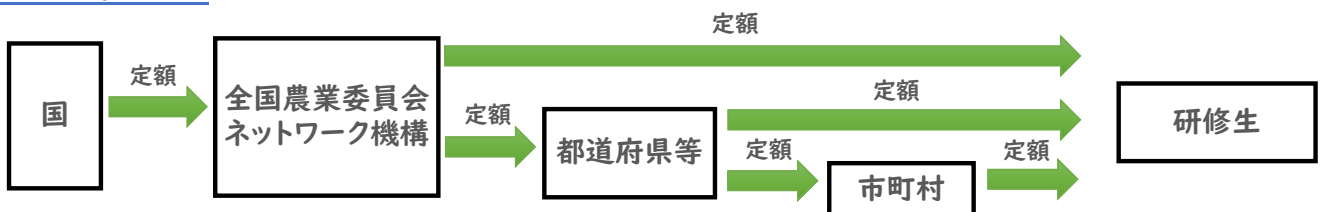
- ・ 市町村
- ・ 都道府県域の研修機関(農業大学校等)の場合は都道府県等
- ・ 全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農※¹、雇用就農又は親元就農※²を目指すこと
※¹ 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
※² 就農後5年以内に経営を継承すること
(法人の場合は共同経営者になること)
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は独立・自営就農すること
- ② 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- ③ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ④ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ⑤ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 経営開始資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。
- ・ 就農準備資金の交付を受けた後に、経営開始資金の交付を受けることも可能です。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付
交付額：12.5万円/月(150万円/年)を最長3年間
交付主体：市町村
※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- ③ 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入など)を負っていると市町村長に認められること
- ④ 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 経営発展支援事業

(1) ポイント

- ・ 新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援

支援額 : 補助対象事業費上限1,000万円
(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)

補助率 : 都道府県支援分の2倍を国が支援
(国の補助上限1/2)
〈例〉 国1/2、都道府県1/2、本人1/4

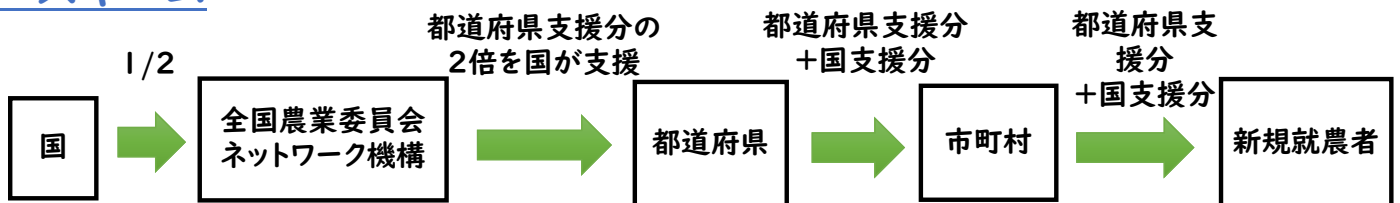
対象経費 : 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、
機械リース等

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
(令和5年度以降が対象)
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画(売上1割増等)であること
- ③ 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469